

# 福島県

## 「原子力損害の賠償等に関するお困りごと相談会」に ADRセンターの出張窓口を開設します

予約不要  
手続費用無料

令和6年

3月1日(金) 9時30分～16時00分

白河市産業プラザ人材育成センター 2階 第1教室  
(白河市中田140番地)

3月2日(土) 10時30分～15時30分

イオンモールいわき小名浜 4階 イオンホールB  
(いわき市小名浜字辰巳町79番地)

3月11日(月) 9時00分～16時00分

郡山市役所本庁舎 2階 正庁 (郡山市朝日一丁目23-7)

※ 出張窓口では、ADRセンターの弁護士らから申立てのサポートを受けられます  
各会場の相談受付は、終了時刻の30分前までです

原発事故による損害賠償について  
「東京電力に請求してダメだったら、  
諦めるしかないのかな・・・」と思いませんか？



## もうひとつの選択肢 “ADR” があります

※ ADRとは Alternative Dispute Resolution (裁判に代替する紛争解決手続) のことです



国の機関であるADRセンターでは  
無料で賠償額を算定し  
話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も  
第5次追補の  
追加賠償も  
申立てができます

約8割の事案が  
和解に至っています

### ◆ 福島県 原子力損害対策課

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎ 024-521-8216 平日午前8時30分～午後5時15分

### ◆ 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

☎ 0120-377-155 平日午前10時～午後5時

# このような場合 賠償額が増額される可能性があります

家族が離れ離れになり、  
二重生活となった



自家栽培していた  
野菜や米を作れなくなり  
生活費が増加した



家族の介護  
をしながら避難した



原発事故の影響で  
仕事を失った



放射線測定器  
を購入した



障害を抱えながら  
避難した



自宅の除染作業  
を行った



避難先からの  
帰還費用がかかった



直接請求した**営業損害**を  
ADRで改めて算定



ADRセンターでは個別事情に応じて賠償金額を算定します  
既に東京電力から賠償を受け取った方も申立てができます

下記のADRセンターの事務所・支所でも申立てを受け付けています（開所日の9時～17時/予約不要）

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階  
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6  
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1  
南相馬市役所北庁舎2階

ADR手順の流れ

